

昭島市

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

概要版

- 介護保険制度は、平成12(2000)年の制度創設から20年が経過し、今では高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして必要不可欠なものとなっています。
- その一方で、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を間近に控え、地域共生社会の実現及び地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が、持続可能な介護保険制度を実現する上で絶対条件であるといえます。
- また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、包括的な福祉サービスの提供体制を整備するとともに、包括的な支援体制の構築も必要となってきます。地域特性に応じた認知症施策の実施、医療・介護の連携強化、介護人材確保への積極的な支援等、今後取り組むべき課題は山積しています。
- 介護サービスは、それを利用する高齢者にとって、日々の生活の維持に欠かすことのできないものです。それだけに、介護サービス事業者との協力のもと、どのような状況であっても、介護サービスを維持継続することに努めなければなりません。
- こうした背景を踏まえ、第8期計画では、第7期計画において「実現できたこと」「実現できなかったこと」、また、感染症対策など時代のニーズや変化を的確に捉えることで、見直しが必要となった目標や施策、新たに発生した課題、令和7(2025)年問題、更には超高齢化社会が到来する令和22(2040)年をも見据えた計画として策定いたしました。
- 高齢者の「不安」を「安心」に変え、本市が目指す「高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島」を実現するために、この計画を着実に実行していきます。

■基本理念

高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島

■基本的視点

計画の基本理念を実現するために、次の5つの基本的視点に基づいて計画を推進します。

- 基本的視点1 高齢者の自立支援、介護予防、重度化の防止
- 基本的視点2 高齢者の尊厳の確保
- 基本的視点3 地域共生社会の実現に向けた支援
- 基本的視点4 全ての高齢者及び支える家族、地域、事業者、施設への支援
- 基本的視点5 さまざまな主体がつながり、連携する仕組の構築

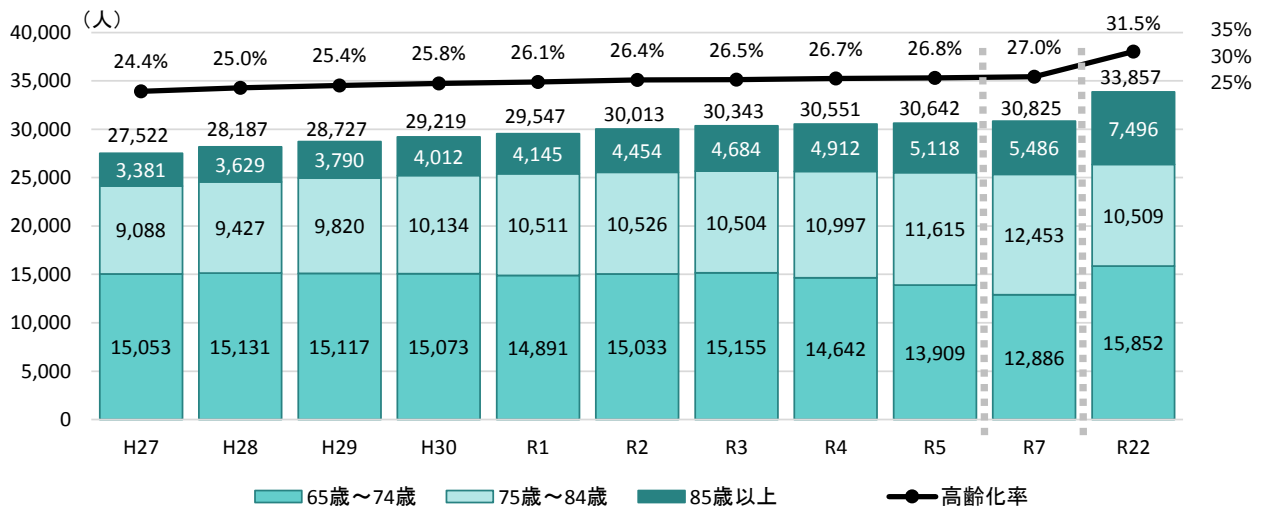
■施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	事業
高齢者がいきいきと暮らしまち 昭島	基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける	(1) 地域支援事業の充実	◇ 介護予防・日常生活支援総合事業 ①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント ◇ 一般介護予防事業 ⑤介護予防把握事業 ⑥介護予防普及啓発事業
		(2) 在宅生活を支援するサービスの充実	①居宅サービスの質の向上 ②高齢者寝具乾燥消毒サービス事業 ③高齢者緊急通報システム事業 ④高齢者火災安全システム事業 ⑤食事サービス事業 ⑥高齢者日常生活用具等給付事業 ⑦救急医療情報キット配布事業
		(3) 認知症高齢者に対応したケアの確立	①認知症ケアパスの推進 ②認知症初期集中支援チームの充実 ③認知症高齢者支援ネットワークづくり ④認知症高齢者探索サービス ⑤もの忘れ予防検診事業 ⑥認知症高齢者個人賠償補償事業
		(4) 権利擁護の推進	①虐待防止ネットワークづくり ②権利擁護事業 ③成年後見制度利用促進事業 ④市長申立による成年後見制度の利用支援事業 ⑤個人情報の保護意識の啓発 ⑥高齢者生活支援ショートステイ事業
		(5) 高齢者の住まいの安定的な確保	①有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の確保 ②高齢者の住まいの確保 ③養護老人ホーム入所援護事業
	基本目標2 ひとり暮らし高齢者や介護を行う家族を支援する	(1) 地域情報の収集・発信の充実	①パンフレットの作成・配布 ②介護事業所案内の活用 ③ホームページによる情報提供
		(2) 家族介護者への支援	①相談機能の充実 ②家族介護教室 ③紙おむつ購入費助成 ④家族介護慰労事業

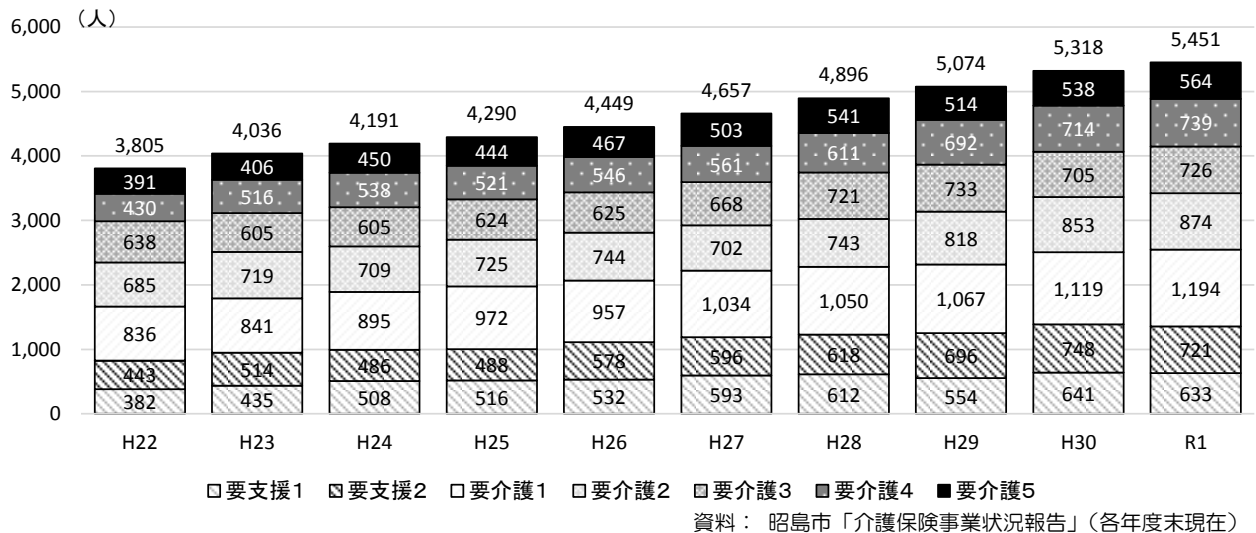
基本理念	基本目標	基本施策	事業
高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島	基本目標3 地域で共に 支えあい、 いきいき暮らす	(1) 地域の安全・ 見守り体制の確立	①高齢者見守りネットワーク事業 ②災害時安否確認体制の整備 ③高齢者電話相談事業
		(2) 地域包括ケアシ ステムの深化・ 推進	①地域包括支援センターの体制強化 ②地域ケア会議の推進 ③地域ネットワークの充実 ④在宅医療・介護連携推進事業 ⑤生活支援体制整備事業 ⑥相談窓口の充実
		(3) 自立支援、介護 予防・重度化防 止に向けた施策	①健康あさしま21事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
		(4) 社会参加への 支援 (生きがいつく りの推進)	①高齢者各種教室事業 ②老人クラブ補助事業 ③敬老金支給事業 ④敬老大会事業 ⑤高齢者福祉センター事業 ⑥シルバーゆうゆう事業
		(5) 地域資源の活用	①地域ボランティアの活用への支援 ②サロン活動の支援
	基本目標4 持続可能な 介護保険制度の 運営を目指す	(1) 適正な賦課徴収	①徴収率の向上 ②低所得者等対策
		(2) 給付適正化の 推進とサービス の質の向上	①介護給付費適正化事業 ②利用者負担軽減事業 ③苦情相談の受付 ④事故報告の受付 ⑤事業所への立ち入り調査 ⑥事業者との連携によるサービスの質の向上 ⑦事業者参入の促進 ⑧第三者評価制度の周知・受審の推進
		(3) 要介護認定の 適正化	①要介護認定調査事務の適正化 ②要介護認定事務の効率化
		(4) その他の取組	①介護人材確保に向けた取組 ②介護離職防止に向けた取組 ③財源確保に向けた取組

※太枠の事業は、第8期計画期間中に重点的に取組む事業です。

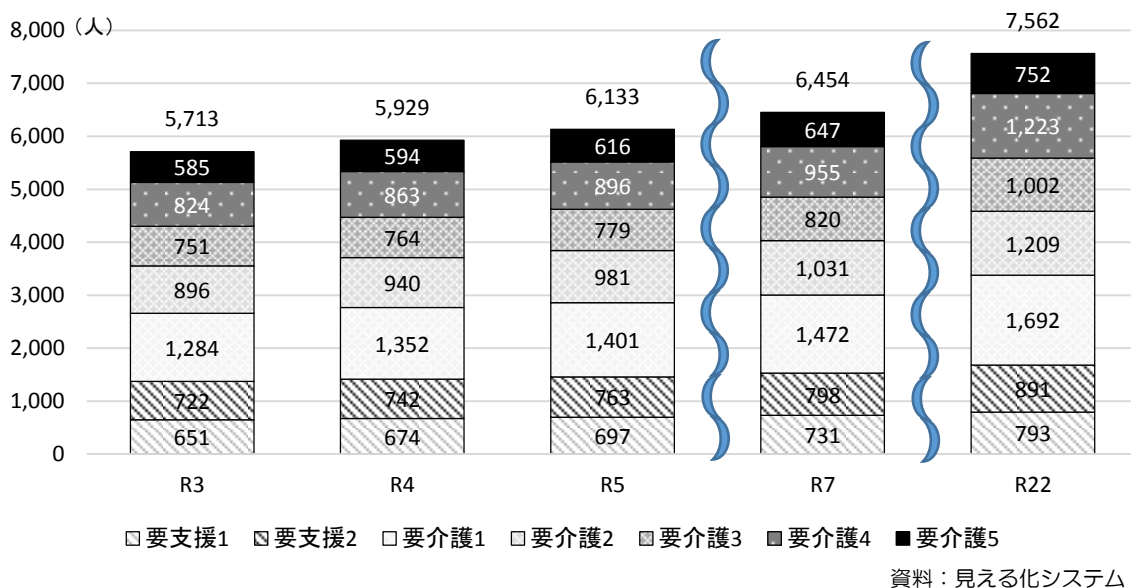
■高齢者人口の推移及び将来推計



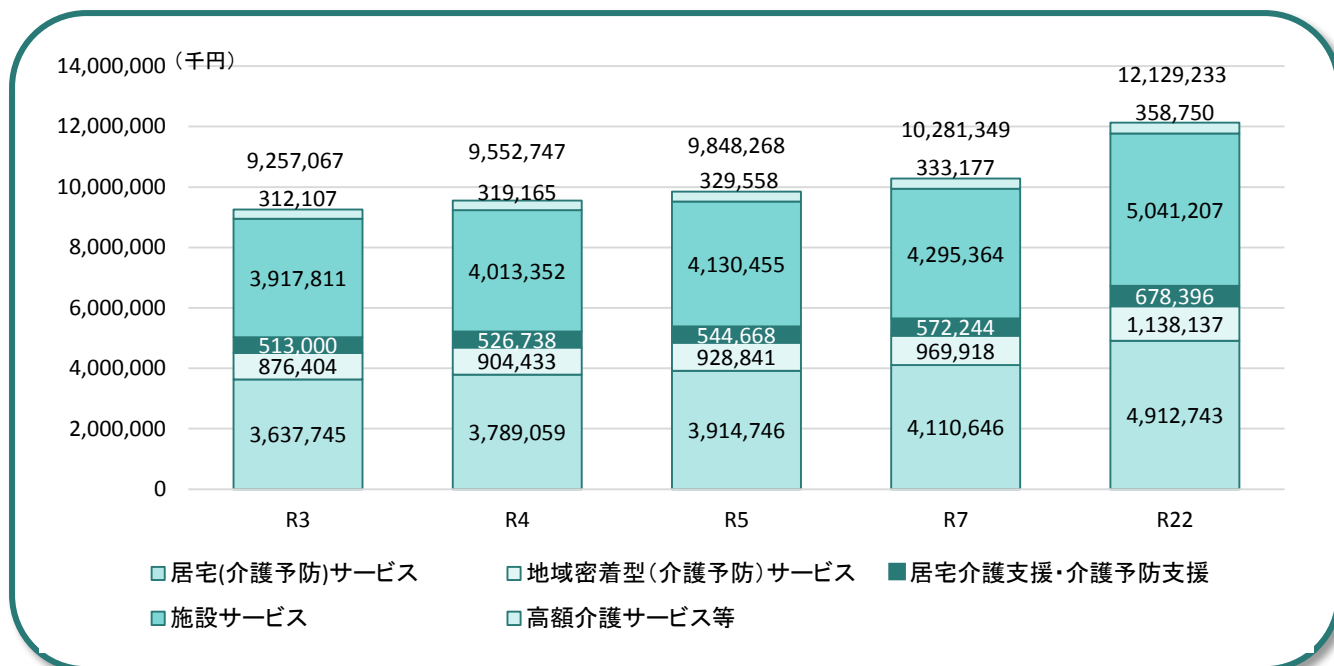
■要支援・要介護認定者数の推移（第1号被保険者のみ）



■要支援・要介護認定者数の将来推計（第1号被保険者のみ）



■サービス別給付費の見込み



■標準給付費の見込み

(単位：千円)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
介護給付費（A）	8,470,968	8,769,298	9,040,636	9,451,249	11,220,997
介護予防給付費（B）	191,570	196,775	201,574	208,865	229,563
特定入所者介護サービス費（C）	282,422	267,509	276,500	288,058	319,923
高額介護サービス費（D）	269,107	274,947	284,190	287,177	311,108
高額医療合算介護サービス費（E）	33,000	34,218	35,368	36,000	36,187
審査支払手数料（F）	10,000	10,000	10,000	10,000	11,455
合計（A+B+C+D+E+F）	9,257,067	9,552,747	9,848,268	10,281,349	12,129,233

■地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R7 (2025)	R22 (2040)
地域支援事業	431,032	441,926	451,426	464,275	474,819
介護予防・日常生活支援総合事業	253,011	263,160	272,160	256,632	249,515
包括的支援事業・任意事業	178,021	178,766	179,266	207,643	225,304

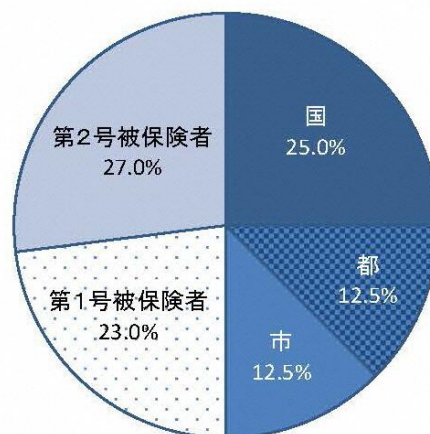
■第1号被保険者保険料の見込み

1. 財源構成～保険給付費と第1号被保険者保険料～

介護給付費に対する財源は、第1号被保険者保険料、第2号被保険者保険料、公費（国、都、市）により賄われています。それぞれが負担する割合は政令により定められています。

第1号被保険者保険料（65歳以上の介護保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額となります。介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなり、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

図表 介護保険財政の財源構成



2. 介護保険料の算出

A	標準給付費見込額（令和3（2021）～5（2023）年度）	28,658,082千円
B	地域支援事業費（令和3（2021）～5（2023）年度）	1,324,384千円
	B 1 介護予防・日常生活支援総合事業費	788,331千円
	B 2 包括的支援事業・任意事業	536,053千円
C	A+B	29,982,466千円

D	第1号被保険者負担分【=C×23%】	6,895,967千円
+		
E	調整交付金相当額【=(A+B 1)×5%】	1,472,321千円
-		
F	調整交付金見込額【÷(A+B 1)×3.27%】	962,898千円
-		
G	保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金	105,000千円
-		
H	介護保険給付事業運営基金取崩額	590,000千円

I	保険料収納必要額	6,710,390千円
---	----------	-------------

J	予定保険料収納率	98.0%
K	所得段階別加入割合補正後被保険者数（※）	90,850人
	令和3（2021）年 30,115人	
	令和4（2022）年 30,323人	
	令和5（2023）年 30,412人	
L	保険料見込額（年額）【÷(I÷J)÷K】	75,370円
M	保険料見込額（月額）【÷L÷12 か月】	6,280円

※「所得段階別加入割合補正後被保険者数」とは、基準所得段階（第5段階：月額 6,280 円）人数に換算すると、何人分に相当するか計算し補正した被保険者人数です。

3. 所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じたものとするため、所得の段階に応じて設定します。本市では負担能力を勘案し、課税所得段階を標準段階より細分化し、15段階に設定しています。その結果、第8期の保険料基準月額は6,280円となります。

所得段階	対象者	保険料率	月額（円）
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援受給者、老齢福祉年金等世帯全員が住民税非課税、課税年金収入+合計所得金額-年金所得=80万円以下	0.30 (0.50)	1,884 (3,140)
第2段階	世帯全員が住民税非課税、課税年金収入+合計所得金額-年金所得=120万円以下	0.40 (0.65)	2,512 (4,082)
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人が課税年金収入+合計所得金額-年金所得=120万円超	0.65 (0.70)	4,082 (4,396)
第4段階	世帯内が住民税課税、本人が住民税非課税で課税年金収入+合計所得金額-年金所得=80万円以下	0.85	5,338
第5段階	世帯内が住民税課税、本人が住民税非課税で課税年金収入+合計所得金額-年金所得=80万円超	1.00	6,280
第6段階	本人住民税課税、合計所得金額 120万円未満	1.15	7,222
第7段階	本人住民税課税、合計所得金額 120万円～125万円未満	1.20	7,536
第8段階	本人住民税課税、合計所得金額 125万円～210万円未満	1.28	8,038
第9段階	本人住民税課税、合計所得金額 210万円～320万円未満	1.50	9,420
第10段階	本人住民税課税、合計所得金額 320万円～400万円未満	1.70	10,676
第11段階	本人住民税課税、合計所得金額 400万円～600万円未満	1.90	11,932
第12段階	本人住民税課税、合計所得金額 600万円～800万円未満	2.20	13,816
第13段階	本人住民税課税、合計所得金額 800万円～1,000万円未満	2.50	15,700
第14段階	本人住民税課税、合計所得金額 1,000万円～1,500万円未満	2.75	17,270
第15段階	本人住民税課税、合計所得金額 1,500万円以上	2.85	17,898

※第1～3段階の（ ）内の数字は、公費投入による保険料軽減前の数字となります。

※第8期の合計所得金額は、合計所得金額に年金所得または給与所得が含まれている場合、年金所得と給与所得の合計額から10万円を控除します。（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

■日常生活圏域と地域包括支援センター

日常生活圏域とは地域包括ケアシステムを構築する区域の単位であり、概ね中学校区を単位として定めることとされております。したがって、本市は6中学校区であることから6圏域ということになりますが、市の面積が17.34km²とコンパクトであり、必ずしも中学校区を日常生活圏域の単位としてサービス基盤を整備することが効率的な事業所配置とならないことから、本市における日常生活圏域は第7期事業計画を継承し市内全域で1圏域としました。

ただし、高齢者にとって最も身近な相談・支援の窓口である地域包括支援センターは、きめ細かな支援の実施や、地域で活動する民生委員を側面から支えるなど地域と一体となり地域包括ケアシステムの構築を推進する重要な役割を担っていることから、各地域包括支援センターが担当する区域は日常生活圏域の枠にとらわれることなく柔軟な対応を図ることといたしました。

なお、令和2（2020）年6月から、西部地域包括支援センターを新設（旧西部地域包括支援センターは南部地域包括支援センターと名称変更）したことにより、各地域包括支援センターの担当区域を4地区から5地区に再編しました。



- | | | |
|---------------|---------------|------------------|
| ①【東部包括支援センター】 | 玉川町 2-4-8-103 | Tel.042-545-9204 |
| ②【西部包括支援センター】 | 拝島町 3-10-4 | Tel.042-519-5830 |
| ③【中部包括支援センター】 | 昭和町 4-7-1 | Tel.042-505-7681 |
| ④【南部包括支援センター】 | 田中町 2-25-3 | Tel.042-513-7651 |
| ⑤【北部包括支援センター】 | 拝島町 4036-14 | Tel.042-519-6967 |

相談日 : 月曜日～土曜日

相談時間 : 午前9時～午後6時

休業日 : 日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）